

衆議院 法務委員会 議録 第三号

平成二十年三月十九日(水曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

- 委員長 下村 博文君
- 理事 倉田 雅年君 理事 実川 幸夫君
- 理事 柴山 昌彦君 理事 早川 忠孝君
- 理事 水野 賢一君 理事 加藤 公一君
- 理事 細川 律夫君 理事 大口 善徳君
- 理事 赤池 誠章君 理事 稲田 朋美君

- 後藤田正純君 清水鴻一郎君
- 七条 明君 鈴木 淳司君
- 武田 良太君 長勢 甚遠君
- 丹羽 秀樹君 橋本 岳君
- 古川 慎久君 馬渡 龍治君
- 武藤 容治君 矢野 隆司君
- 保岡 興治君 柳本 卓治君
- 石関 貴史君 太田 和美君
- 北神 圭朗君 中井 治君
- 吉田 泉君 神崎 武法君
- 保坂 展人君 滝 実君

- 法務大臣 鳩山 邦夫君
- 法務副大臣 河井 克行君
- 法務大臣政務官 古川 慎久君
- 法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動

三月十九日

辞任

- 杉浦 正健君 鈴木 淳司君
- 棚橋 泰文君 橋本 岳君
- 森山 眞弓君 丹羽 秀樹君
- 枝野 幸男君 北神 圭朗君
- 河村たかし君 太田 和美君
- 古本伸一郎君 吉田 泉君

補欠選任

同日

- 鈴木 淳司君 補欠選任 鈴木 淳司君
- 丹羽 秀樹君 補欠選任 杉浦 正健君
- 橋本 岳君 補欠選任 森山 眞弓君
- 太田 和美君 補欠選任 棚橋 泰文君
- 北神 圭朗君 補欠選任 河村たかし君
- 吉田 泉君 補欠選任 枝野 幸男君
- 古本伸一郎君 補欠選任 古本伸一郎君

三月十八日 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

同日

- 国籍選択制度の廃止に関する請願(市村浩一郎君紹介)(第三一〇号)
- 同(河村たかし君紹介)(第三一一号)
- 同(高井美穂君紹介)(第三一二号)
- 同(丸谷佳織君紹介)(第三一三号)
- 同(榎木道義君紹介)(第三一四号)
- 同(松木謙公君紹介)(第三一五号)
- 同(山井和則君紹介)(第三一八号)
- 成人の重国籍容認に関する請願(市村浩一郎君紹介)(第三一五号)
- 同(河村たかし君紹介)(第三一六号)
- 同(高井美穂君紹介)(第三一七号)
- 同(丸谷佳織君紹介)(第三一八号)
- 同(榎木道義君紹介)(第三一九号)
- 同(松木謙公君紹介)(第三二〇号)
- 同(山井和則君紹介)(第三二二号)

同(山井和則君紹介)(第三二九号)

同(古屋範子君紹介)(第五五五号)

同(古屋範子君紹介)(第五五五号)

同(古屋範子君紹介)(第五五五号)

同(古屋範子君紹介)(第五五五号)

成人の重国籍容認に関する請願(近藤昭一君紹介)(第四九五号)

同(岩國哲人君紹介)(第五五七号)

同(土肥隆一君紹介)(第五六六号)

同(古屋範子君紹介)(第五六七号)

は本委員会に付託された。

三月三日

オウム真理教問題の抜本的解決に関する陳情書(滋賀県甲賀市水口町水口六〇五三中嶋武嗣外三名)(第一五号)

死刑執行に関する陳情書外二件(福岡市中央区城内の一福島康夫外二名)(第一六号)

取り調べの全過程の可視化(録音・録画)を求め

ることに係る陳情書(岐阜市端詰町二二渡邊一)(第一七号)

非司法競売手続の導入に反対することに係る陳情書(長野市妻科四三三石曾根清晃)(第一八号)

同(山井和則君紹介)(第三一八号)

同(山井和則君紹介)(第三一八号)

同(山井和則君紹介)(第三一八号)

同(山井和則君紹介)(第三一八号)

同(山井和則君紹介)(第三一八号)

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○下村委員長 これより会議を開きます。内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。鳩山法務大臣。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○鳩山国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、その内容は、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢整備を図る等のため、判事の員数を四十人及び判事補の員数を三十五人増加しようとするものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十五日火曜日午前九時十分理事

会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十四分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、六三七人」を「一、六七七人」に、「九五〇人」を「九八五人」に改める。

附則

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事及び判事補の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。